

会議録(速報版)は、暫定的なものであるため、正式な会議録とは一部異なり、今後訂正される場合があります。

正式な会議録は、調製後「会議録の検索と閲覧」に登載されます。

○西聖一君 こんにちは。会派・立憲民主連合・熊本市第一選挙区の西聖一でございます。

本日は、代表質問の場をいただきまして、誠にありがとうございます。質問回数は通算28回目の質問となりますが、やはりこの場に立ちますと緊張いたしております。私なりに精いっぱい質問をさせていただきますので、執行部の、期待に応える答弁をよろしくお願いをいたします。

さて、今年は大変な猛暑が続いております。地球温暖化と言われて久しいわけですが、まさに異常気象であり、温暖化どころではなく、熱帯化、砂漠化しています。そうかと思えば、線状降水帯による異常降水は、日本だけでなく世界各国で発災しております。トランプ大統領は、CO₂による地球温暖化説はでっち上げだと決めつけた経済政策を進めていますが、今年の夏は、昨年より平均気温が2度以上も上昇していますから、やはり地球環境対策を世界の共通事項として、化石燃料の消費を下げっていく政策が必要ではないでしょうか。

残念ながら、自然環境を守るということは、なかなか選挙の争点にはなりません。自国を守る、生活を守る、経済を強くする、そういうことのほうが心に響くのでしょうか。しかし、自然環境を守るということは、巡り巡って私たちの生活に一番大事なことはないかと私は思います。

前置きはこれぐらいにいたしまして、早速、異常気象に係る質問から始めさせていただきます。

まず最初に、線状降水帯災害対応についてお尋ねをいたします。

8月10日から11日にかけての線状降水帯による豪雨災害は、大変な被害を県下各地にもたらしました。

お亡くなりになられた方には哀悼の意を表し、被災に遭われた方には心からお見舞いを申し上げ、被災後は大変な猛暑となっている中に、復旧、復興に向けて頑張られている関係者やボランティア協力者の方に、御尽力されている皆様に感謝を申し上げる次第です。

本県も、木村知事を筆頭に、いち早く対策本部を招集し、被害の実態と応急対応措置を進める一方で、国への要望活動や予算の専決対応など、これまで本県が受けた地震や水害等の大災害時の経験が大変有効に生かされていると感じています。

いろいろな対策をしていく中で、国の激甚災害指定による復旧予算の確保は自治体財政に大きく関与するため、指定に向けて、最大限の取組がこれまでも被災地では行われてきました。

今回の被災も、公共土木施設や農地等は、激甚災害指定を受ける見込みとなりましたので、県及び被災自治体財政にとっては大変ありがたいものだと考えます。

ただ、復旧に当たっては、インフラ整備を中心に、年末までの査定を経た上での復旧工事が始まる仕組みであり、また、被災者生活の支援にはなかなか届かない点があると考えます。そのような点を、今回の専決処分で、トマト苗や営農資材等の補助制度を実施したことは大変素晴らしいと思います。

また、今回は、激甚災害の指定を受ける見込みとなり、よかったのですが、指定を受ける基準には大

変高いハードルがあります。そもそも、これまでの災害対策は、台風や津波、地震等広範囲にわたる面的な被害額で算定する手法ですから、線状降水帯による被害は局所的であり、基準を満たすことはなかなか難しいものがあります。

しかし、被害の状況は津波を受けたような被害であり、台風のように、あらかじめ予見して被害防止に時間をかけることも困難です。さらには、都市型水害のように、浸水が、津波のように海拔が低いということではなく、排水能力が追いつかないことで道路が冠水し、沿線の店や住宅、そして走行中の車に甚大な被害を与えるということから、線状降水帯による水害については、新たな被害対策制度を創設する必要があると、議会の災害等対策協議会の中でも意見が出ています。

知事も同様の趣旨で、国に新たな救済制度の創設要望をしておられますので、まず初めに、国への緊急要望の内容等についてお尋ねをいたします。

続けて、国に要望するだけではなく、県でも独自対応をしたらどうかという提案をさせていただきます。

本県でも、災害発生時の非常時に備え、災害基金を設置していますが、今回のような線状降水帯の発生による災害は毎年起こり得るものですので、それを想定して、災害発生時にその都度財源を検討するのではなく、初動対応に必要な財源をあらかじめ確保しておくべきだと考えます。

また、熊本地震のときには、国の特別な支援により設置した復興基金もありました。今回の県の専決処分でも対応してもらいましたが、トマト苗被害は、被害査定金額としては、収穫物がないために、極めて低く算定されます。しかし、1か月程度出荷が遅れることによる収益の減少や水害により土壌の汚染がどれくらい収穫に影響を与えるのか、全く未知数です。

車両の被害も甚大であり、バス会社の駐車場に止めていたバスが浸水で使えなくなりましたが、一般家庭でも、1人1台所有が実態の熊本の生活状況の中で、今回の被害により、車の買換えは生活再建に大きな困難な支障となっておりますが、国の制度では全く対応できないと考えます。これらの国の支援では補足し切れないニーズへの対応も検討する必要があります。

以上を踏まえ、2点目に、災害発生時の初動対応に必要な財源確保についてどのように考えているのか、3点目に、国の支援では補足し切れないニーズに柔軟に対応するために、復興基金の設置についてどのように考えておられるのかという点について、知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 会派・立憲民主連合の代表質問、西先生からの御質問にお答え申し上げます。

線状降水帯による災害対策ということで、まず、国への緊急要望についてお答え申し上げます。

私の政治理念である現場主義の下、発災直後から被災現場へ赴かせていただきました。被災者の方々や市町の首長の皆様と直接接しさせていただいて、被害状況、そして被災者の皆様が直面している課題をしっかりと把握してまいったところでございます。

国への緊急要望に際しましては、現場でお聞きしたそれらの課題を踏まえ、地元選出国會議員や県議会、そして被災市町村と協議を行い、要望内容を取りまとめました。

先月28日の要望活動では、議員御指摘の局所的、突発的といった線状降水帯による被害の特性も踏まえ、石破総理や関係各省庁に対して、新たな支援制度の構築のほか、農業の早期再開、商工業の事業継続に向けた支援、公共土木施設等の早期の復旧などについて、国の全面的な支援を要請いたしました。

本県の要望を受けまして、議員からも御指摘いただきまして、早速、農業分野におけるトマト等の種苗、また、農業用機械への支援策などが実現しております。

引き続き、被害状況に応じた柔軟な支援を国に求めてまいります。

2点目の災害発生に備えた財源の確保についてでございますが、災害発生時には、被災された方々の生活支援や早期の復旧、復興を実現するために、初動で対応しなければならない行政需要がございます。

今回の災害でも、被災者の生活支援や営農再開に向けた支援など、緊急性が極めて高い事業につきましては、8月27日に専決処分により予算措置をさせていただいたところでございます。

このほか、初動に必要な財源の一部として、災害基金のほか、財政調整用4基金を活用しているところでございます。近年、これらの災害基金等、合わせて70億から100億程度を確保しております。熊本地震、令和2年7月豪雨災害の際にも、これらの災害基金等や国からの支援を最大限活用することで、ちゅうちょなく復旧、復興に取り組むことができました。

このような過去の災害対応の経験も踏まえ、災害基金等については、今後も現行の水準をしっかりと維持していきたいと考えております。

3点目の復興基金の設置についてお答え申し上げます。

熊本地震、令和2年7月豪雨の際は、復旧、復興に一定の期間を要することが想定される中で、被災された方々をきめ細かに支援するために、復興基金を設置いたしました。

今回の災害について、どのような支援が必要かを現在見極めている状況でございまして、基金設置の必要性については、これから立ち上がる復旧・復興本部での議論などを踏まえて検討するものと考えております。

近年の2度の大災害に加えて、今回の災害の発生によりまして、財政運営は、実は非常に厳しさを増している中でございます。熊本地震のときのような復興基金に向けての国の特別な財政措置がなされる見通しは、残念ながらございません。そのため、引き続き災害対応を最優先とするためにも、それ以外の事業の選択と集中のさらなる徹底により、復興基金を設ける場合も含めて、必要な財源確保に努めてまいります。

以上でございます。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 知事の答弁にもありましてとおり、線状降水帯の被害の特性を踏まえ、新たな支援制度の構築を求め、農業の早期再開やなりわいの継続に向けての国の支援が得られたことは、今回の被災対策で大変すばらしかったと考えます。

ただ、被災者生活再建支援基金制度もあるにはありますが、なかなか使いにくい制度であり、改善の要望も伺っています。

8月10日、11日の線状降水帯に続き、9月10日にも、線状降水帯が県下で発生しました。年に数回も発生するようになってきていますので、財源確保や新たな復興基金の考えも今後しっかりと対応していただきたいと思います。

また、立憲民主党の国会議員による八代の農家の被災状況を視察させていただく中で、線状降水帯がもたらす被害に対する認識とそれに対する新たな支援制度をつくる必要性を感じ取っていただきました。

本県だけではなく全国で発生している線状降水帯被害に対して、早く臨時国会が開会され、与野党協議の上、新しい制度が創設されることを期待して、次の質問に移ります。

水俣病の問題についてお尋ねいたします。

水俣病の解決に向けては、県政の大きな課題であります。今年は、戦後80年という節目に当たり、戦争体験の風化が大変懸念されていますが、来年は、水俣病も公式確認70年となり、今なお認定申請をしている方、訴訟をしている方、新しい国の救済法案で救済を受けることを期待している方が多数おられる中で、水俣病に対する認識も風化しているように感じます。

最近では、宇城市のカレンダー問題やトライグループのオンライン教材の問題が表面化し、関係者が水俣病に対する認識の謝罪と適切な対応を取られてきたのは周知のとおりです。また、県担当局でも、改めて水俣病に対する啓発を進めているところだと思います。

さて、毎年、県から国への要望に、水俣病対策の推進並びに水俣・芦北地域の振興について取り上げられています。国からの財政支援なしでは事業が進まないことは理解しておりますが、県として独自に積極的に取り組めるのではないかということについて、何点かお尋ねしたいと思います。

1点目は、認定審査業務です。

2016年度以降、1,718人の審査を行い、2025年8月末現在で、認定申請者数は254人となっています。これまで迅速かつ丁寧に審査業務を進めるとされていますが、高齢化が進む中、あとどれくらいかかるのでしょうか。本人の個人的状況もあり、審査業務が計画どおりにいかないとも伺っていますが、このままでは、生前にきちんと審査ができるのかという疑念が残ります。残念ながら審査を受ける前にお亡くなりになる方も多数おられます。

そして、国のほうでは、超党派の国会議員による立法措置により、新たな救済策法案も審議されていることを考えれば、残りの254人の審査を急ぐべきではないでしょうか。

2点目は、特措法に基づく健康調査の実施ですが、調査方法の内容が固まった中で、今後県としてどのように進めていくのか、お尋ねします。

脳磁計を使用するという大がかりな調査方法で、年間どれくらいの調査ができるのか、現時点での考えをお聞かせください。

3点目は、先ほど国への要望書の件に触れましたが、その中には、現在審議中の法案の早期実現とい

う文言が見受けられません。あとう限りの救済の視点で、これまで対象となっていなかった地域や一定期間内の居住条件等に該当しなかった対象外の方、そして前回の特措法での申請漏れの方も救済できる法案に対して、県は積極的に早期実現を要望しないのでしょうか。

私は、地元の地域で苦しんでいる未認定の患者の方に接する県として、強く国に要望する姿勢があってもいいのではと考えております。

4点目は、昨年、知事は、患者団体との丁寧な懇談の中で、診療に係る療養手当や離島加算の値上げについても対応してまいりたいと述べていますが、離島加算の1万円以上の増額要望に対して、僅か1,000円しかアップしていません。この点は、県は継続して国にも要望していますが、国の2026年の概算要求では、水俣病関連に110億円が計上されている中で、療養手当は、1人当たりの支給額は現状の据置きとなっているようです。

ガソリン代やタクシー料金も値上げにより費用がかさむ中、診療をためらう患者もいると伺っていますが、この点は県独自で対応できるのではと思いますが、いかがでしょうか。

以上の点について、木村知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 水俣病問題について、1点目の水俣病の認定審査についてからお答え申し上げます。

御質問にもありましたように、平成28年度以降、1,718人の審査を行い、認定申請者数は、平成27年度末の1,264人から本年8月末で254人と、着実に減少していると考えております。

審査には、事前の疫学調査や検診が必要となりますが、移動が困難な方には往診ですとか送迎支援などを行わせていただいておりますし、多忙や体調不良等により日程調整が困難な方には、可能な限りその意向に沿えるように、電話、文書、訪問による調整を重ねるなど、審査を何とか実施できるようにつなげてきているところでございます。

今後も、申請者の個別事情に十分配慮しながら、引き続き着実に審査を進めてまいります。

次に、2点目の特措法に基づく健康調査の実施についてお答えいたします。

健康調査については、平成21年の特措法で、国が実施し、県はそれに協力すると明記されております。県は、これまで一貫して、健康調査が地域住民に受け入れられるような客観性、納得性の高い調査となるよう、国に求めてまいりました。国においては、今年度、まずは40人を対象にフィージビリティ調査、いわゆる実施可能性調査を行い、対象者への依頼方法や参加者の負担などといった課題を検証することになっております。その結果を踏まえ、必要な見直しを行った上で、来年度から本格調査に着手される予定と伺っております。

なお、御質問のありました年間調査件数につきましては、国が予定している脳磁計とMRIを活用した場合、国の委託先の研究報告書では、年間の実施可能人数は500人程度と想定されていますが、具体的には、今後、実施可能性調査も踏まえて検討されるものと承知しています。

県としては、今年度の実施可能性調査の検証結果が適切に来年度の本格調査に反映され、これまで国

に求めてまいりました客観性、納得性の高い調査になっているかを注視しながら、必要な協力を行ってまいります。

3点目の新たな救済策の法案への対応についてお答え申し上げます。

新たな法案が現在国会に提案されています。

一方で、県としましては、これまで、水俣病の長い歴史の中で、公健法による認定や平成7年の政治決着、平成21年の特措法などによる救済が行われてきた経緯を踏まえる必要がございます。

新たな法案については、国と連携し、しっかりと情報収集をしながら、まずは国会での議論を注視したいと思います。

4点目の交通費の値上げに対する対応についてお答え申し上げます。

水俣病被害者の方々が交通費の値上げにより医療機関等の受診をためらうという状況は、できる限り避けなければなりません。そのため、入院、通院があった月に支給する療養手当や、離島に居住する方が島外の医療機関等に通院した場合に支給される離島加算の増額については、私自ら、何度も国に要望してまいりました。その結果、離島加算については一定の増額が実現しました。療養手当については、国において必要な検討を継続されているとの報告を受けております。

私は、水俣病問題は、国と県が一緒になって取り組むべきであると考えており、物価高騰の影響への対応についても、引き続き国に強く要望してまいります。

議員から御質問にもありましたように、来年は、水俣病公式確認から70年の大変大事な節目の年を迎えます。

県としても、水俣病の歴史や教訓を風化させることがないように、情報発信、啓発、研修のさらなる強化を図るとともに、水俣・芦北地域の振興や再生、融和、そして被害者、患者、御家族の方々の安心、安全な暮らしの確保などについても、国や地元自治体としっかり連携し、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 知事からは、大変丁寧な答弁をいただいたと思いますけれども、認定審査については、着実に進めるという答弁からは完了の見通しがついていないのだなと推察をいたします。個別事情があるのは理解いたしますが、生前に審査が受けられるよう取組をしっかりとお願いしたいと思います。

2点目の健康調査については、40人を対象にフィージビリティ調査、これは実現可能性を示すそうですが、調査を踏まえて、年間500人程度の健康調査が実施可能ではという具体的な数字は示されたので、これについては推移を見守りたいと思います。

3点目の新しい法案については、過去の救済法案等を踏まえて、国の議論を注視していくということですが、これまでの救済法等で救われない方が各種の訴訟を起こさざるを得ない状況にあることは、知事も認識されていると思います。あとう限りの救済という考えを、前蒲島知事から木村知事もしっかりと継承されていると思いますので、より積極的に新救済法案の実現の応援をしていただきたいと私はお願い

いしたいと思います。

4点目の療養手当や離島加算の増額については、国に対しての要望はこれまでも継続して実施されていますが、県が独自に上乗せ支給をして実績を積み上げ、国にその必要性を迫る手法もあるのではないかと考えます。

公害病で被害を受けた方に対して、それこそあとう限りの救済に向けて、県の主体的対応を求めて、この質問を終わりたいと思います。

次に、流水型川辺川ダム建設についてお尋ねをいたします。

国交省は、命と環境を守る緑の流域治水を標榜する県や自治体の要請を受けて、川辺川に流水型ダムを建設することとしています。既に環境アセスに準ずる報告も終わり、来年度の国の予算要求にも60億円投じることが報道されているところです。

このような中に、9月5日から6日にかけて、国土交通省による公聴会が実施されましたが、流域住民らの意見は、28人中22人がダム反対の意見でした。

国交省におかれては、住民の意見に対して丁寧に対応してもらいたいと思いますが、様々な建設反対の論点がある中で、今回、私は、流水型ダム建設により人為的被害が起こり得る点を申し上げ、県としての考えをお尋ねしたいと思います。

それは、川辺川ダム建設予定地の上流側は、地質が大変もろく、地滑りを起こしやすい地質であり、今回の流水型ダムを造ることは大変危険であるということです。

もう少し詳細に述べれば、ダム建設予定地一帯は、仏像構造線と南海トラフとの間の四万十帯に位置しており、過去において、フィリピン海プレートからの圧縮力を受ける環境にあったとされています。そのため、地層が複雑であり、層状構造を持たない礫を含む形態の岩石が形成されており、割れ目が多数発達しており、そこに降雨等により浸水が起これば、地滑りや山腹崩壊を起こしやすい地域であるということです。

現在、川辺川の両岸には道路が通っており、山中は四浦トンネルや瀬目トンネルを掘って通行していますが、今でもトンネル内の漏水やトンネル内のコンクリートの剥離は起こっており、地盤そのものが動いていると、地元住民からは指摘されています。

(資料を示す)スクリーンには、川辺川ダム予定地の国道445号が通る下部の斜面の状況写真を掲載しています。大雨で斜面が崩壊しています。また、国道下の旧道の擁壁も剥離しており、地元の方によると、地滑り地形の圧力によるものではと伺っています。

また、瀬目トンネルは、ダム建設取付け道路として平成8年に完成しましたが、平成12年にトンネル内の剥離が発生し、その後、平成17年に、国、県は検討委員会を設置して原因究明に取り組んだ結果、当初の予想よりも深いところに地滑り面があることが判明したため、山側に大きく湾曲した迂回トンネルを掘り直し、平成29年に現在のトンネルに至った事例があります。

このような地形にもかかわらず、立野ダムの総貯水量の10倍を超える規模の巨大なコンクリートの穴空きダムを建設し、そして、ダム面から10キロ以上の上流まで湛水試験を行えば、その水圧や水の浸透

により、川辺川周辺の地滑りは確実に発生すると想定されます。

令和6年2月に完成した立野ダムも断層帯が近くにあり、ダムの基礎部分はセメントミルクにより強化されていますが、上流の兩岸の地層が大変崩れやすい地層構造のため、斜面对策を行っています。

川辺川の兩岸もそのような対策が必要でしょうが、立野ダムとは比較にならないような費用がかかり、美しいV字谷の景観を形成している山々の緑が失われます。そして、そのような大がかりな工事をしても、斜面崩壊は食い止められないのではないかと考えます。

ただいま述べた大規模のダム建設には不適當な地であることは、熊本大学の元教授である松本幡郎理学博士から、建設省時代から指摘をされており、国交省も当然認識していると思います。

(資料を示す)こういう冊子もちちゃんと当時から出されております。

国交省が、環境アセスに準ずる報告はしたものの、今なおボーリングによる地質調査を行っているのはその証拠だと思います。そして、県も、瀬目トンネル問題を取り扱った経験から、このような認識はしていると考えます。

天災は避けられないものがありますが、人災は防げるものであり、防がなければならないと考えます。

ダム完成後のおよそ10キロメートル以上の水没予定地域までの湛水試験という人為的な行為により発生する地滑りや山腹崩壊等の環境破壊について、国、県は責任を取れるのか、知事に伺います。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 川辺川の流水型ダム建設により発生する可能性のある地滑りや山腹崩壊等についてお答え申し上げます。

まず、ダム建設予定地については、これまでも、事業主体である国において、令和7年7月末時点で195本のボーリング調査を行うなど、地形や地質の綿密な調査が実施されているところでございます。その結果、ダム建設に必要な地盤強度やダムの基礎地盤としての安定性が確認されております。

引き続き万全の対策を講じるために必要な調査が進められ、ダム本体工事に際しては、基礎地盤として適さない部分は除去し、堅固な岩盤の上にコンクリートが打設されます。

次に、ダム洪水調整池内の斜面については、一般的に、洪水調節により水をためる際に不安定な斜面内へ水が浸透し、その後、貯水位が低下した際に地滑りが発生する可能性があるとしてされております。

そのため、国において、ダム洪水調節池内斜面について、既往の文献の収集、整理や地形図、空中写真による分析、さらに現地調査などを実施しまして、地滑り対策の精査が必要と判断した箇所を対象に、令和7年7月末時点で439本のボーリング調査を行うなど、これもまた綿密な地質調査が行われていると認識しています。

引き続き必要な調査が進められるとともに、これらの結果を踏まえ、必要に応じて、安定性を確保するための地滑り対策が行われることとなります。

さらに、今、ダム完成前には試験湛水を行い、斜面の挙動を計測、監視して安全性の最終確認が行われます。

議員から、国、県の責任に関してお尋ねがありましたが、議員が懸念されるような事態が起こらないよう、国において、必要な対策が講じられるものと承知しております。

県としては、対策への理解が深まり不安が解消されるよう、引き続き丁寧な説明を国に求めてまいります。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 問題が起きないように、ボーリング調査を含めて、適切に工事を進めており、なおかつ地盤の安定性は認識しているという答弁ですが、先日の公聴会でも、ダム周辺の地質は、地元でずっと暮らしている住民からも指摘があっているように、非常に崩れやすく、そのことでV字谷の川になっていることを改めて申し上げます。

これを踏まえて、本当に現在の規模のダム建設が適切なのか、まだ検討の余地は十分あるのではと私は思います。

1966年に計画された多目的ダムとしての川辺川ダムは廃止されましたが、それと同規模の流水型ダムは、60年前のダム計画を言い換えただけにしか見えません。止まらない大型公共事業には本当に疑問が残ります。

冒頭に、線状降水帯に対する質問もいたしましたが、気象状況が変化している中で、60年も前に計画されたダムによる治水方法が現代に適しているのか、再検討が必要なのではないのでしょうか。

世界各国は、ダムによる治水は環境破壊であるとして、ダムによらない治水方式に変わっています。

命を守ることは大変重要ですが、危険な構築物にならないように考慮してこそ事業を実施しないと、かえって人災が起これることが十分あり得ること、地域住民のダムに対する不安もその点にあることを申し上げて、この質問を終わりたいと思います。

次に、ミサイル配備と台湾有事における本県対応についてお尋ねいたします。

7月29日の熊日新聞朝刊に、自衛隊健軍駐屯地に長距離射程ミサイルが配備されるという記事が掲載されたことは周知のとおりです。その記事には、県の幹部は寝耳に水という表現がされ、情報収集に努めると記されています。

そして、当日の知事の記者会見では、九州防衛局と情報を取り合った結果、10時の記者会見時点では、具体的な配備計画は決まっていない、引き続き検討中との回答を述べ、さらに、知事は、国防については防衛省の専管事項であり、意見を述べる立場にはない、県民に不安を抱かせる可能性もある、新しい動きがある際にはしっかりと国から地元の説明していただきたいと発言をされています。

中谷防衛大臣も、当日は、まだ決まっていないと発言していましたが、その後、熊本県のほか、全国5か所に整備する具体的な計画が示されました。

このミサイル車両整備の報道については、戦争になれば標的となると不安を感じている多くの県民の声が上がっていますし、本年6月議会で、我が会派の幸村議員も知事に質問をいたしました。具体的な計画はないので、意見を差し控えたいという答弁でしたが、今回、防衛省の整備計画が具体的になりましたので、改めてお尋ねをしたいと思います。

知事は、ミサイル配備については防衛省の専管事項であり、知事には権限がないと前回の議会で答弁されていますが、県民の生命と財産を守る立場からすれば、このような標的とされる可能性のある防衛整備には、県民の代表として反対を述べるべきではないかと思います。

近年、防衛強化が当然のような風潮になってきていますが、戦後80年平和を保つことができたのは、不戦をうたう日本国憲法と盾として防衛に徹する自衛隊のおかげだと思います。

しかし、集団的自衛権が認められ、米軍と共同歩調を取り、矛となり得るミサイルを含めた軍備の拡張やそれに伴う防衛費の増大は、戦争への危険性を高めているようにしか思えません。

また、特定の有事を想定したものではないというものの、沖縄県からの避難住民の受入れに係る初期計画が県として示されました。シミュレーションによれば、本県は、宮古島の約1万2,000人の避難者を受け入れるように計画されています。

この発表を受けて、私たちの会派では、当該の宮古島と石垣島に視察に行き、地元の市議の方々や市民の方のお話を伺いました。宮古島では、有事の際は、リュックサック1つしか携行できない中で避難するよう説明会があっているようです。島民の方も、避難計画の具体的な説明を受けて、台湾有事に対して、ますます不安になっていますし、畜産農家は、家畜を置き去りに避難はできないと憤っているようです。

そして、意見交換の中で、避難先の熊本に長距離射程機能を持つミサイル車両が整備される話題になりますと、ますます何のために避難するのかという話になりました。また、受入れの熊本県でも、ホテル等旅館業者の間ではあまり認識がないようですし、一体どれくらいの期間避難をするのか、受入れ対応は十分なのか疑問があります。

避難シミュレーションの本県の対応の責任者は知事だと思いますが、本県にミサイル車両整備があっても、避難受入れはしっかりと対応できるのでしょうか。長距離射程のミサイル整備は、市民を巻き込むおそれが十分あるものであり、熊本県民にとっても避難してくる宮古島の人にとっても、到底受け入れられる話ではないと考えます。

シビリアンコントロールという言葉がありますが、かつて軍拡が戦争に直結したことを考えれば、それを抑止するシビリアンコントロールがしっかり機能しなければなりません。

木村知事は、総務省の出身で、地方分権の推進をして、国と対等な地方のあるべき姿を推進してきたことを踏まえれば、国に対して県民、市民の意見を述べるべき立場ではないでしょうか。防衛省の決定があれば説明を求めるという態度ではなく、より積極的に市民、県民を紛争に巻き込むことがないように、地方自治の長として発信をするべきではと考えます。

ミサイル配備についてのお考えと、本県の自治体の長として県民の不安をしっかりと国に発信していく意思はないのか、知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) まず、沖縄県からの避難住民の受入れ計画についてお答え申し上げます。

この計画は、国民保護法に基づいて、武力攻撃事態等が起きた際に、国からの指示により、都道府県

が県外からの避難住民を受け入れるためのものでありまして、台湾有事などの特定の有事を想定したものではありません。

また、実際に本県への避難住民の受入れが決まったというのではなく、あくまでも広域避難を想定したシミュレーションという性格のものでございます。

そのため、今回のスタンドオフミサイルの配備と沖縄県からの避難住民受入れ計画を直ちに関連づけて捉えるべきものではないと私は考えております。

次に、スタンドオフミサイルの配備についてお答えいたします。

午前中の内野議員の自民党代表質問でもお答えしておりますが、重ねてになりますが、国防に関することは国の専権事項であり、私はその是非を判断する立場にはございません。

ただ、私は、国による積極的な外交の展開により、平和で安定した国際社会の実現を切望しております。今回のスタンドオフミサイルの整備計画も含めた防衛力強化の取組は、こうした外交を展開する裏づけとなるものとして、これまで国や国会において議論され、結論が出されたものでございます。そのため、国が主体的に、県民に対して説明を行っていただく必要があると認識しております。

健軍駐屯地にスタンドオフミサイルが配備されることに不安を感じる県民はおられることですから、私は、国へ県民に対して分かりやすく丁寧な説明を行うよう明確に要望を行っております。

その中で、九州防衛局は、本県の要望に基づき、スタンドオフミサイルの配備についての相談窓口の設置やQ&Aの作成を行ったところであり、今後も、Q&Aの充実などにより、県民の不安を解消していただきたいと考えております。

県としましても、県民の皆様からいただいた意見については、しっかり国にお伝えするとともに、国からの情報についても県ホームページに掲載するなど、県民への情報提供に努めてまいります。

今後とも、県民の不安に対応するため、様々な手段を活用して、県民に分かりやすく丁寧な説明を行うよう国に要望してまいります。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 先ほど防衛大臣の名前をちょっと言い間違えたので、ここで訂正させていただきます。

さて、知事の答弁からは、反対の意思表示はなく、説明を求める対応で終わるということでございますので、非常に私としては残念な思いです。

戦後80年を迎え、様々な慰霊の式典において、総理大臣を筆頭に、政府は不戦の誓いを述べ、平和な日本づくりに努めると述べられていますが、一方で、防衛強化の名の下に、軍備の拡大が続いています。

戦争を実体験して、その悲惨な実態を歴史の証人として発信される高齢者がどんどんお亡くなりになる中、反戦を唱える声が過小評価され、戦争ができる国づくりがまことしやかにささやかれる日本になりつつあります。

だからこそ、平和な日本の国になることを願った先人の思いを受け継いで生かされている私たちが、後世の子供や孫が再び戦争で苦しむことがないように、集団的自衛権により他国の紛争に日本国が巻き

込まれないよう、軍拡阻止の行動にしっかり取り組まなければならないと考えます。そういう意味では、沖縄の玉城知事の対応や、広島市と長崎市の市長は反核運動の発言をしっかりされていると考えます。

本県は、自衛隊の駐屯地が2か所あります。私は自衛隊の存在を否定する気は毛頭ありませんが、市民を巻き込むような軍事システムや兵器の配備については反対です。

ここで1949年8月のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲の保護に関する追加議定書の第58条を御紹介いたします。

この条約には、もちろん日本も協定しています。そこには、攻撃の影響に対する予防措置として「自国の支配の下にある文民たる住民、個々の住民及び民用物を軍事目標の近傍から移動させるよう努めること」「人口の集中している地域又はその付近に軍事目標を設けることを避けること」「自国の支配の下にある文民たる住民、個々の文民及び民用物を軍事行動から生ずる危険から保護するため、その他の必要な予防措置をとること」の3点が定められています。

この観点から、今回の熊本市健軍駐屯地への長距離射程のミサイルの配備計画は、国際法上の違反に該当するのではないかと私は考えます。

ロシア・ウクライナ戦争やガザで起きている紛争を見ても、ミサイル攻撃により多くの市民が巻き添えになり、命を失っています。そして、休戦に向かって動くかと思えば、次々と兵器が投入され、爆撃がエンドレスに続く経過に、どんなに抑止力を持った兵器を持っても、いざ開戦すれば終わりのない戦いに巻き込まれます。

だからこそ、相手国に攻撃の口実を与え、本国を紛争に巻き込むおそれがある長距離射程能力を持つミサイルを健軍自衛隊に配備することはおかしいと、自爆行為であるということを申し上げて、この質問を終わりたいと思います。

続いて、熊本―上海線の復便及び航空ネットワーク拡大に向けた展望についてお尋ねいたします。

阿蘇くまもと空港国際線ネットワークの拡大状況は、2019年7月には韓国、台湾、香港の週12便で年間20万人であったものが、2024年3月時点では週39便、年間48万人の旅行客数となっています。

さらに、7月11日に中国東方航空による熊本―上海路線が就航いたしました。中国との航空路線開通は、本県と広西壮族自治区と姉妹都市連携以来35年を経過していますが、関係者にとって長年の要望事案でありました。今回の就航に至るまでの知事をトップとした関係者の御尽力に敬意と感謝を表します。

そのような中、上海線が10月26日から運休になると、ニュースが飛び込んでまいりました。

T SMCが本県に進出してから台湾と本県の交流が深まり、台湾旅行者が増えていますし、ここ最近では、香港線が風評で欠航したにもかかわらず、中国の方と思われる家族や旅行の一行団を数多く目にする機会が増えたように感じていただけない、運休になることは大変残念です。

私は、アメリカのトランプ大統領の政策を見るにつけ、これから日本は東アジアに向けた経済対策をより充実するべきであり、そのため、東アジアとの民間交流は大変重要だと考えます。

ただ、これまでも、日本は、アメリカの防衛や外交戦略を受けて、韓国、北朝鮮、中国との関係は決してよいとは言えない状況にあると考えます。

韓国との関係にしても、10年ほど前はあまりよくなかったにもかかわらず、現在は友好交流が進んでおり、実際に本県もソウル線や釜山線も充実してきました。国同士の政治的な対立で相互理解をやめるのではなく、経済や観光交流で友好関係を深めていくことが、平和な未来を築く礎になります。韓国の事例のように、上海路線の就航は、これまで以上に日中友好交流の促進や台湾有事の抑制に寄与するものと考えます。

また、上海空港は、東アジアのハブ空港であり、1,200万人の人口を持つ世界都市です。上海―熊本線の就航により、本県の若者が東アジア、東南アジアに関心を持ってもらい、見聞を深め、交流を促進する契機にもなるのではないのでしょうか。

このため、熊本―上海線の運航をできる限り早期に再開していただきたいと考えておりますが、県として今般の熊本―上海線の運休をどのように受け止められているのか、その上で今後の対応をどのように考えておられるのか、また、中国を含む東アジアや東南アジアへの航空ネットワークの拡大についてどのような方針で進められているのかについて、企画振興部長にお尋ねいたします。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) まず、上海線の運休への受け止めと今後の対応についてお答えします。

上海線は、中国とのビジネスや観光、教育、文化など様々な面での交流促進につながる、熊本県にとって待ち望んだ路線であり、7月に就航が実現した際には大きな期待を寄せたところです。それだけに、今般の運休という急な知らせには大変戸惑いを感じました。

しかし、当路線を運航する中国東方航空からは、機材繰りや運航計画の見直しのため一時運休するものの、熊本―上海線は重要路線であり、一日も早く運航を再開できるよう尽力すると伺っていますので、早期の運航再開に向けて同社へ強く働きかけてまいります。

次に、東アジアや東南アジアへのさらなる国際線ネットワーク拡大についてお答えします。

熊本国際空港株式会社の中期事業計画では、現在就航しているソウル、釜山、台北、高雄、香港、上海の6都市に中国の他の1都市とタイを加えた8路線の実現を2028年度までの目標として掲げており、県としても、同社と連携の上、路線の拡大に向けた営業活動を精力的に行っています。

具体的には、現在、タイ・バンコク路線の誘致活動を進めています。本年1月には、知事がバンコクを訪問し、トップセールスを行いました。さらに、8月には、私もタイのフラッグキャリアであるタイ国際航空など複数の航空会社を訪問し、熊本県の魅力を最大限にPRするとともに、タイへの直行便就航に向けた意見交換を行い、手応えを感じたところです。

また、台湾、韓国など既存路線についても、増便や機材大型化などによるさらなるインバウンドの獲得や交流の促進等を図るため、各航空会社との協議を進めています。その成果として、本年8月から、チャイナエアラインによる高雄線の週3便から週4便への増便が実現しました。また、10月26日から、大韓航空によるソウル線の週3便から、デイリー運航への増便も決定したところです。

なお、路線の維持を図るためには、インバウンド、アウトバウンド双方向の需要が重要となりますが、特に課題とされる熊本から海外への利用促進を図るため、若い世代が海外に関心を持っていただけるようなプロモーション等を強化したいと考えています。

引き続き、世界に開かれた活力あふれる熊本の実現、阿蘇くまもと空港が誇る地方空港ナンバーワンネットワークのさらなる充実に向けて、関係者との連携をしっかりと図りながら、歩みを着実に進めてまいります。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 企画振興部長から、大変前向きな答弁をいただき、私としては、満点の回答をいただいたというふうに感じました。

待望の上海路線が、いきなり運休と聞いて大変残念に思いましたし、現在のような日中間の政治関係からすると、再開はなかなか厳しいように思っていましたが、県及び熊本国際空港株式会社も、引き続き、再開に向けて、積極的な努力をする旨の回答をいただきましたので、大いに期待をいたします。

再開した暁には、広西壮族との交流を深め、また、食のみやこ関連で、世界の食のみやこ四川省と本県の姉妹交流を目指して活用していきたいなと私は考えています。

さらに、上海以外の中国の1都市とタイを加えた8路線が2028年度までに就航できるよう取り組み、その成果も順調にいとっているとのことでした。

世界に開かれた活力あふれる熊本として、熊本から東アジアへ若い世代が飛び立つ空港へと発展することを期待して、次の質問に移ります。

今後の米の生産対策についてお尋ねをいたします。

令和の米騒動が起こり、備蓄米放出をする中で、農林水産省は、米の需要見通しの誤りを認め、作況指数公表の廃止、米の流通構造の透明化など、様々な米をめぐる変革に取り組み始めました。

中でも、米の生産調整の方向性を見直し、米の生産構造改革に着手するという政府の方針が示されたことは、農業改良普及員として稲の生産指導を担当していた私としては納得をいたします。

しかしながら、政府の方針が変わったとしても、一朝一夕に現場が変わるような簡単なものではないということは言うまでもありません。今後も米生産をめぐる施策は国の動向次第で変わってくるのですが、本県における現状課題について、2点お尋ねしたいと思います。

1点目は、種もみ確保の問題です。

これまで、国は、米、麦、大豆等主要農産物の種子を守る法律、いわゆる種子法を制定して、稲の場合は、種もみ生産に力を注いできました。しかし、2017年3月にこれを廃止しました。理由は様々ありますが、民間でも種子生産を専門とする業者も出てきたことで、公として役割を軽減するという判断もあったようです。

しかし、種を制する者は世界を制するという言葉があるように、種を支配する外資系民間企業の圧力が大きく関わっているものと私は考えています。

同様に、種苗法も、種子法廃止から遅れましたが、種苗開発者の権利を守ることを優先とした改正が

なされています。

これらの法の廃止や改正が、既存の農家の自家採種や種苗増殖に大きな制限を与え、農家経営に影響を与えています。

ただ、種子法については、本県は、いち早く熊本県種子条例を創設したことで、県内農家への種の供給が円滑に行われるシステムを残すことができています。当時の行政、議会の皆さんの御協力のたまものだと思います。

さて、本題に戻りますが、政府が稲の増産政策に切り替えて、農家がそれに応えるためには、作付面積の拡大が伴います。そこには、播種される種もみの量確保も必要です。

稲の種もみは、生産農家が自家採種により確保して翌年に利用していますが、これを繰り返していると、他品種との交雑や品質の経年劣化が起こり、米の品質が落ちてきます。

そのため、県は、指定した採種圃場で生産された種もみに毎年更新するよう奨励しています。その種もみを購入するためには、2年前から予約をしていないと入手できません。ですから、政府が、来年、急に米の生産を増産すると言っても、種もみを確保することは容易でないということは理解していただけたと思います。

先日、山鹿市菊鹿町五郎丸という採種圃場での作付の状況調査をさせていただきました。私も、40年前に、普及員として採種圃場の栽培指導で勤務をしていた地域です。現在、この集落、20ヘクタールのうち約半分の10ヘクタールが採種圃場として取り扱われています。

しかし、担い手は現在5人で、あと2年すれば私たち2人しかいなくなるだろうということです。それを話してくれたお2人も、奥さんの体力がもたないからやめようかと考えているということでした。このままでは採種圃場はなくなるというのが率直な感想でした。同行していただいた鹿本農協、鹿本振興局、県農産園芸課の方も、今後については危機感を抱いているようです。

県下には、この地区だけではなく、米、麦、大豆の採種圃場はあるかと思いますが、担い手の減少と高齢化等、将来の見通しはどこも同じだと考えますが、県として、今後優良種もみを確保するために、採種圃場の現状を踏まえてどのように考えているのかをお尋ねいたします。

2点目は、国は生産調整の方向性を見直すということですが、県として米の生産を今後どのようにしていくのか、そのためには県計画が必要ではないかという点です。

県の計画は、当たり前のように思われるかもしれませんが、長期計画は今ありません。以前は、10年単位の米、麦、大豆等に関する生産計画書があり、その当時は、県の方針の下に、地域振興局単位に生産計画や栽培方法が具体的に示され、行政指導や普及指導が行われていました。

長期計画がなくなったのは、自由競争経済の中で、作付、販売等は個人の自由であり、県として米の生産から流通に関わる指導は必要ないという判断があったものと思われます。

しかし、この令和の米騒動を経過して、やはり主食の米生産については、生産対策から流通対策を経て消費者へ供給する国産自給率100%のシステムをつくらなければならないと感じています。特に農業県熊本は、それを率先していく立場にあるのではないのでしょうか。

政府は、稲の生産構造改革の取組として、大規模農家、スマート農業、さらには輸出拡大策を前面に押し出していますが、そのような米生産ができる地域や農家及び企業は限られています。9割近くの生産は、中山間地や先祖の土地を守る兼業農家や零細農家が担っている中で、地域実情をしっかりと踏まえて、県は今後の米生産の計画をどのように考えていかれるのでしょうか。

以上の2点について、農林水産部長にお尋ねいたします。

〔農林水産部長中島豪君登壇〕

○農林水産部長(中島豪君) 米の生産については、本年4月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画において、令和9年度から水田政策を根本的に見直すとされ、さらに、増産にかじを切る方針が示されるなど、大きな転換期を迎えております。

1点目の水稻種子の確保については、議員御指摘のとおり、種子生産者の減少や高齢化が進んでいることから、生産者の確保が重要な課題と認識しております。

県では、令和元年に制定した熊本県主要農作物種子の生産及び供給に関する条例に基づき、種子産地強化計画を令和5年に策定し、生産者の確保をはじめ、圃場の確保、種子生産技術の維持・継承、機械及び施設等生産設備の確保の4つの方針を掲げ、種子産地の強化と優良種子の安定供給に取り組んでおります。

この計画に基づく生産者の確保に向けた取組の一つとして、地域営農法人などを種子生産の担い手とした生産体制づくりを進めております。現在、種子産地8地域のうち4地域で、7つの法人が担い手として活躍されており、種子生産における持続性の確保や圃場の集約化、生産の効率化が進んでおります。

加えて、新規生産者への生産技術指導を強化するとともに、種子専用機械、施設の整備を支援しております。

2点目の米の生産計画については、国が示す主食用米の需給見通しに基づき、生産者の作付判断材料となる米生産の目安を県から地域に示しております。県では、米の計画的な生産に向けて、需要に応じた売れる米作りとともに、加工用米や飼料用米など、多様なニーズに応じた水田の効果的な活用が重要と認識しております。

そこで、国の交付金制度を最大限に活用し、米、麦、大豆のほか、飼料用米や野菜等の高収益作物など、地域の実情に応じて作物の生産を進めております。

また、中山間地域では、農業者等の安定生産に向け、有機栽培など、付加価値の高い米の生産を推進しております。

県としましては、令和9年度に見直される水田政策の方針を踏まえて、市町村や農業団体と連携し、水田をフルに活用した持続的かつ計画的な米の生産に向けた取組を推進してまいります。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 県として、採種圃場の維持に向けて、生産対策にしっかり取り組んでいるということで、ひとまずは安心ですが、紹介したように、既存の採種圃場の現場は大変厳しいものがあります。短絡的

に採種圃場を新たにつくればという意見もあるかと思いますが、よい種もみが生産されなければ、作付後の収穫量に大きな影響が出ます。

先ほど事例に挙げた菊鹿町五郎丸地区が、何ゆえこの地域が採種圃場に指定されたのかを地元の方からお聞きしましたが、この地区は、千粒重、もみ千粒の重さが他の地域よりも重いことから、それだけ充実した種が取れることが理由で選定されたのだと歴史を伺っています。

4地域で7法人が担い手として頑張っているとのことですので、今後とも、県の採種圃場の生産維持にしっかりと取り組んでいただくよう重ねてお願いいたします。

また、県の長期計画については、令和9年度に見直しされる水田政策の方針を踏まえて、関係団体と計画的な米の生産に向けた取組を推進していくということですが、県としても、品種開発、栽培方法、スマート農業等新技術の導入、土地区画整理、流通販売等に、農業研究センター、農業普及振興課、農地整備課、流通アグリビジネス課等、多くの県の機関が関わっており、それが最終的に生産者や消費者に関わってくる話ですから、県として、長期的な視点を持った方針を定めて、今後の米生産に臨んでほしいと申し上げて、終わりたいと思います。

続きまして、公立病院の維持についてお尋ねをいたします。

自治体は、地域住民サービスの様々な業務を行っていますが、病院事業もその一つです。以前は、自治体が病院経営を直接行っていましたが、官から民への流れの行政改革の中で、指定管理病院や独立行政法人として経営を行っている公立病院もあります。

しかし、その位置づけは、民間医療機関の立地が困難な地域における医療の提供や、離島、山間地等への僻地医療の確保、救急医療の確保や小児医療、周産期医療、精神医療、結核医療、感染症医療など、不採算・特殊部門に関わる医療の提供等を担う病院となっています。

病院の収入は、民間も公立の病院も、基本的に国の定める診療や医療点数に基づき算出されますが、現在の資材費や人件費の急激な高騰に対する配慮が乏しいため、赤字経営に陥っているのが現状です。

県内の公立病院の経営状況は、令和5年度では、16の病院のうち9病院が赤字となっており、全国自治体病院協議会による直近の令和6年の決算報告の概要では、全国の9割の病院が赤字であり、本県も、1病院を除いて赤字であるという調査報告を伺っています。

このような中、今年度は、国家公務員の人事院勧告により、例年どおりであれば、県内の公務員賃金水準も上がる人事委員会勧告が出る見込みですが、病院勤務の公務員は、勧告どおりベースアップが支給できるのか難しいのではという話も出てきています。加えて、中堅層の職員が民間病院に移籍して、職員確保が困難になっている病院もあるようです。

医師の不足や偏在については、これまでも議会で幾度となく取り上げられ、県の取組による寄附講座の開設や奨学金制度の充実で対策がなされてきていますが、医師の下で働く職員が確保できなければ、病院の運営はますます厳しくなります。

さらには、人件費高騰に加えて物価高騰の中、医療に必要な資機材も、耐用年数を超えても使用せざるを得ない病院の事例も報道されています。

病院を抱える自治体は、病院事業経営に対して一般会計からの繰出金制度がありますので、これまで述べた問題を解決するためにも、県から公立病院を有する市町村に対しての支援や助言等が必要だと考えます。

地域医療の拠点として住民の生命を守る公立病院経営の支援を今後どのように対処していくのか、総務部長にお尋ねいたします。

〔総務部長千田真寿君登壇〕

○総務部長(千田真寿君) 多くの公立病院では、僻地などにおける医療の確保や救急、小児感染症医療といった、不採算となりがちな部門等に関わる医療の提供を担っています。

また、ほとんどの公立病院が公営企業として運営されており、他の公営企業と同様独立採算が原則ですが、不採算であっても、公立病院が担うべき機能について自治体が一般会計からの繰出金で支援した際には、国が地方財政措置を講じる仕組みとなっています。

近年、公立病院の経営は、人事院勧告等を踏まえた人件費の増加や物価高騰に伴う水道光熱費の増加等により厳しさを増しています。令和5年度決算では、全国で約7割の公立病院が経常赤字となり、県内の市町村が設置する公立病院においても、全16病院中9病院が経常赤字で、令和6年度の診療報酬改定以降もなお、大変厳しい状況が続いています。診療報酬制度の下、料金を独自に設定できないことは民間病院も同じですが、特に採算性が低い医療を担う公立病院においては、最近の人件費や物価の増嵩は経営の悪化に拍車をかけていると考えられます。

こうした状況を踏まえ、県では、経営状況が特に厳しい公立病院に対しては、直接訪問し、課題の分析把握や有利な資金の活用の提案など、経営改善に向けた助言を行っています。

また、国に対しては、診療報酬の改定と併せ、賃金や物価の上昇が適時適切に反映される仕組みの構築や、一般会計からの繰出金に対する地方財政措置の拡充を要望しているところです。

さらに、昨年度の国の経済対策を活用し、生産性向上・職場環境整備等支援事業補助金により、公立病院を含めた医療機関における職員の処遇改善や業務効率化等の取組を支援しているところです。

今後とも、公立病院が、それぞれの地域において、持続可能な医療提供体制を確保し、その役割を果たせるよう、設置自治体とも連携し、経営改善に向けた支援を行ってまいります。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 病院事業は、健康福祉部も関係ありますが、経営については、一般会計の繰り出しが大きく関わることから、総務部長に答弁をいただきました。

現状をしっかりと認識していただき、総務省にもしっかりと働きかけをしていただけるということなので、公務員医師や看護師等の確保、条件整備をしっかりとお願いいたします。

また、厚生労働省からは、今年度については、2月に成立した経済対策予算の活用で、1ベッド当たり4万円、その他物価高騰対策事業が活用できるということなので安心しましたが、当然1年限りですから、やはり厚生労働省のほうで医療点数等の見直しを抜本的にしてもらい、民間も含めて、地方の病院存続に向けて、政府並びに県の支援を強化していただきたいと思います。

地方に安心して住めるには、役所、学校、病院、公共交通機関等、日常生活を支える基幹的な施設や人材がそろっていることが重要であり、そのために税金が投入されています。

赤字経営からの脱却を急ぎ、日頃不要なベッドや医療器具、スタッフを減らし過ぎれば、負の連鎖で病院が消滅した結果、地方に人が住めなくなるようになってしまうと警鐘を申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

児童相談所の体制についてお尋ねいたします。

この課題の質問も、平成22年を皮切りに、過去6回質問をしております。人員体制の拡充や八代児童相談所の改善等、執行部の対応もしっかりしていただいているところです。しかしながら、現状の問題を申し上げ、さらなる改善をお願いしたいと思います。

児童相談所は、県の中央児童相談所と八代児童相談所、そして熊本市に児童相談所が設置され、この3か所が基幹的な役割を担っています。

県の人員体制も、平成25年は43人から、令和7年現在では93名に倍増して、中央児童相談所には児童施設・初動課、児童支援課、心理判定課、一時保護課の4課体制、そして八代児童相談所に職員が配属されています。また、数だけではなく、心理士や警察、弁護士等の専門性を持った職員も増員されています。

しかし、その対応すべき相談件数は、平成25年の597件から令和6年には2,819件と、11年間で4.7倍の件数になっています。

このような中で、職員からは、年間1,000時間を超える時間外を行っている職員が多数いることや、パソコン業務に資するOSの入替えによるシステム変更対応で大変な時間を取られるという声が寄せられており、職員が疲弊し、異動希望や退職をする職員の数が増えている実態があります。

執行部におかれても、この状況は認識されており、プロジェクトチームを立ち上げ、児童相談業務の適正化や業務の効率化に向けた検討に取り組んでいることは了解していますが、児童の虐待死やそれに準ずる事件が起きますと、最終的には警察の対応や児童相談所の対応が取り沙汰されている報道を目にすると、本県の対応をもっと抜本的に、そして早急に改善する必要があるのではと考えます。

例えば、千葉県では、審議会の答申により、一時保護所の充実と職員の執務環境の向上の2点を柱として、令和6年度から8年度完成に向けて、2か所の児童相談所の新設、建て替えを進められています。完成予定図の広い空間と機能的な執務環境は、虐待等を受けた不安な児童を落ち着かせる効果と、その対応に当たる職員にストレスを感じさせない活動意欲に十分応える施設だと私も思いました。

千葉県だけではなく、既に九州各県でも児童相談所の新設は進んでいるところです。

しかしながら、現在の県の中央相談所も築37年となり、老朽化が進んでいます。また、県の一時保護所も老朽化が進んでいることから、現代の1人1室の居住感覚としては、児童にも決していい環境ではないと思います。

一方、本県の児童自立支援施設の清水が丘学園は、新たな施設として改修が進められています。

ただいま申し上げた点を踏まえ、こどもまんなか政策を掲げる県として、児童相談所の新設、建て替

えを含めた施設整備をする計画はないのか、また、職員の勤務状態の改善に向けてどのように対策を行っていくのか、健康福祉部長にお尋ねいたします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) 児童相談所に寄せられる児童虐待相談対応件数は、児童虐待への社会的関心の高まりなどもあり、近年、高止まりの状態となっています。

子供たちの安全、安心な生活環境を守り、子育て家庭への支援を行う児童相談業務がますます重要になる中、職員の業務の適正化と効率化は、喫緊の課題であると認識しています。

まず、1点目の児童相談所や一時保護施設の施設整備についてお答えします。

現在のところ、新設、建て替えの計画はございませんが、計画的な維持補修等を行うことにより、必要な執務環境の確保を図ってまいります。特に一時保護施設については、不適切な養育環境に置かれていた子供たちに安心できる生活の場を提供するため、一時保護施設の基準に関する条例に則して、必要な環境改善を進めてまいります。

次に、2点目の児童相談所職員の勤務環境、勤務状況の改善に向けた対応についてお答えします。

児童相談所における業務量の増加に対しては、議員御紹介のとおり、職員の増員、専門職員の配置など、組織体制の整備を行ってまいりました。

また、本年3月に改定した社会的養育推進計画において、子育て家庭への支援の充実を重点項目に位置づけ、不適切な養育の未然防止に取り組むこととしました。

具体的には、児童相談所と各市町村のこども家庭センター、県内7か所の児童家庭支援センターとの連携をさらに強化し、課題を有する家庭に早い段階から支援に入り、児童虐待など重篤な事案の発生を予防してまいります。そのような取組を着実に進めることで、児童相談業務の総量を減らし、負担の軽減も実現したいと考えています。

また、児童相談所においては、児童や保護者などとの面談、それを踏まえた資料作成に係る業務負担が大きくなっています。このため、直ちに取る対策として、タブレット端末などのデジタル機器や資料作成の支援を行うAI技術の導入に向けた準備も進めています。

未来を担う子供たちが、将来に夢を持って成長できることもまんなか熊本の実現と、児童相談所の職員がその専門性を発揮し、やりがいを持って業務に取り組むことができる職場づくりに、しっかりと取り組んでまいります。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 児童相談所の相談業務は、子供を守るために、子供の家庭の親兄弟の人間関係にも複雑に関連しています。

今、民間放送のテレビで、児童相談所を取り扱ったドラマが放映されていますが、取り扱われている内容は、見ている私も驚くような複雑な家族関係や社会環境事例であり、その解決に向けて、深夜の業務や警察業務のような環境調査、そして対人業務に悩む姿が、県の児童相談業務に当たっている職員と重なります。

ドラマは、最終的にハッピーエンドで終わりますが、現実の県の職員は、終わりのない日々の業務が続いているのだと思います。

特に、質問の中でも取り上げましたように、事件が起きると、児童相談所の対応が取り沙汰されますし、それに必要な活動業務報告書が重要視されますので、今回の答弁にあった業務報告書のスピード化や効率化に資する取組は、職員の負担軽減につながるものと期待をいたします。

あわせて、経験の未熟な職員にとっては、現場の対応力は大きな障壁になっていると思いますので、社会的養育推進計画に基づき、市町村のこども家庭センターとの連携強化と併せて、県職員の能力向上のための研修の時間をしっかり確保していただくことも大事なのではないかと思います。

また、新たな施設の建設については、現在計画がなされていないということですが、耐用年数も近まる中、施設の更新は避けて通れません。子育て支援に政府も力を注いでいる中で早期の御検討をいただきたいと重ねて要望して、この質問を終わります。

続いて、外国人の犯罪等の実態と対応についてお尋ねいたします。

さきの参議院選挙では、国内における外国人による犯罪事例や生活保護等に関する様々な事例がSNSで取り上げられ、日本人ファーストという言葉が社会を席巻しました。そのことに対して実態は異なるという反論や外国人に対する偏見、差別があってはならないという意見も上げられ、今もなお、様々な場面で議論が交わされています。

国内の外国人の増加は、観光などのインバウンドによる旅行者や技能実習生として在留する外国人、正規職員として日本で就労をする外国人、勉強で渡来している学生や、中には日本人と結婚している人など、その実態は様々なものがあります。

その結果、ある地域では、特定の外国人が集団で居住するようになり、以前から問題となっていた在日朝鮮人に対する対応のほか、最近では、クルド人に関する問題など、新たな社会的問題も起きています。

この熊本県でも、TSMCの進出を受けて、台湾をはじめとした外国人労働者がアパート等に集団で居住するようになり、関係する自治会長や住民などから不安の声が寄せられているところです。

法務省の統計によりますと、県内における令和6年末現在の在留外国人の数は2万9,385人で、前年同期比でプラス3,796人、14.8%の伸び率となっており、その数は確実に増えていますが、外国人による交通事故や治安を脅かすような窃盗、傷害等の犯罪の発生状況はどのようになっているのでしょうか。

いたづらな外国人に対する差別や偏見は、これからますます国際化の進展に向けて本県の取組が進んでいく中、大きな支障になりますし、それをなくすためには、共生社会の実現を目指すところが肝要だと思います。

本県における外国人による交通事故及び犯罪の実態や外国人との共生に向けた治安対策等をどのように推進しているのかについて、警察本部長にお尋ねいたします。

〔警察本部長佐藤昭一君登壇〕

○警察本部長(佐藤昭一君) まず、県内における外国人による交通事故及び犯罪の実態についてお答えします。

県内における外国籍当事者が関与する交通事故の発生状況については、令和元年は55件、コロナ禍にあった令和2年から4年は年間30件から40件程度で推移しており、令和5年は51件、令和6年は50件と、コロナ禍前の水準に戻りつつあるものの、令和元年と比較すると、ほぼ横ばいとなっております。

県内における刑法犯と特別法犯を合わせた来日外国人の検挙人員については、令和元年は74人、令和2年から5年は年間40人から50人程度で推移しており、令和6年は53人となっています。令和6年は前年比で12人の増加となっていますが、令和元年と比較すると、依然として21人少ない状況となっています。

また、来日外国人による犯罪の検挙件数については、令和5年は52件、令和6年は134件と、同年は前年比で82件の増加となっています。

なお、検挙件数については、余罪多数の被疑者を検挙した年は、件数が大幅に増加することに留意する必要があります。令和6年の増加についても、同年にベトナム人グループによる空き家対象の連続侵入盗事件を検挙したことが要因であり、現時点では、外国人による交通事故や犯罪が急激に増加している状況ではないと認識しております。

県警察としては、引き続き、違法行為に対しては、国籍等にかかわらず徹底した取締りを行うなど厳正に対処し、外国人を含む県民や来県者の安全、安心を確保する各種警察活動を積極的に推進してまいります。

次に、外国人との共生に向けた治安対策等についてお答えします。

県警察では、外国人材の受入れや共生に寄与する総合治安対策として、24言語161名の部内通訳人及び民間通訳人を運用しているほか、現場警察官に翻訳アプリを搭載したスマートフォン等を配備し、日本語が分からない外国人への対応やコミュニケーションの円滑化を図っているところです。

また、外国人からの110番通報に的確に対応するため、多言語コールセンターや部内通訳人との三者通話により、日本語以外の言語による通報も受理できる体制を確保しています。

交通事故や犯罪抑止対策としましては、自治体等の関係行政機関や企業等と連携しながら、在留外国人に対する交通安全教育や防犯講話の開催のほか、通訳人を帯同した巡回連絡等にも取り組んでいます。

今後も、外国人が交通事故や犯罪に巻き込まれたり関与したりすることのないよう、日本語が分からない外国人に向けた広報啓発資料等を作成して情報発信の高度化を図るなど、外国人との共生に寄与する治安対策を推進してまいります。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 警察本部長の答弁にありましたように、本県の外国人の在留者数は増えているものの、犯罪率は一定であるということです。

また、言葉の理解不足を補うためにも様々な取組をいただいていることを御説明いただき、あり

がたく思います。

犯罪をしっかりと取り締まることは、治安をよくするために大変重要であります。そこには、外国人だからとか日本人だからということはありません。罪を犯した者は、しっかりと取り締まることが重要です。偏見によって外国人による犯罪が増えていっているような風潮は、警察の公平、公正な取締りで防げると私は思っています。それができているから、世界に誇る日本の治安のよさがあると思います。

法務省も、来年度の予算要望の中に、外国人ヘイトの実態調査に乗り出すことが新聞記事に取り上げられていました。ヘイトスピーチ解消法の施行から10年を迎える中で、デモによるヘイトスピーチに替わり、SNSやインターネット掲示板による投稿が目立つようになったためとされています。

法律の施行者である法務省とそれに基づき取り締まる警察部門が冷静に活動することで、地域住民や外国人も安心して過ごすことができます。

共生社会を目指して普通に暮らしていれば安心して暮らせる熊本に、警察の皆さんにも御協力をよろしくお願いを申し上げます。

最後になりますが、マンガ県くまもの取組についてお尋ねをいたします。

このテーマも、私、10年以上質問を重ねているところです。前回の12月の議会でも質問させていただき、県の取組の進捗状況を確認させていただきました。

中でも、熊本地震復興協力で建立されたワンピースの銅像を巡るインバウンド旅行客の関心は、依然として高いものがあります。九州産交ツーリズムによるバスツアーも盛況であったようですし、県庁前のルフィ銅像には、土日はもちろん、平日でも国内外の観光客が訪れて写真を撮っている姿をうれしく思います。

また、人吉の夏目友人帳の取組も進んでいるようですが、先日、相良村を訪れたときに、バス停や田んぼの広がる農道で、若いグループやカップルが歩きながら写真を撮っている姿を目にして、聖地巡りで訪れているのだと一目で分かりました。

また、桜町くまモンビレッジ横では、夏目友人帳の紹介やグッズ等販売コーナーがかなりのスペースで出展されて、国内外の観光客でにぎわっており、マンガ県くまもの施策がうまくいっているのではと感じたところです。

さて、今回質問に取り上げたのは、知事が各市町村にお出かけして地域の方と様々な意見交換をされている中で、天草の高校生から、ワンピース関連の銅像を設置できないのかと要望された記事を目にしたからです。

県内各地で、御当地のアニメコンテンツが展開されています。人吉、球磨の夏目友人帳、芦北の放課後ていぼう日誌、熊本周辺のワンピース関連の銅像があります。

また、高森町では、全国から入学を希望する青年が集まる高森高校のマンガ学科があり、いよいよ卒業生がこれから活躍していくこととなりますし、096K熊本歌劇団の活躍も大変楽しみなところです。

天草のほうでも、先日、池田議員が紹介された漫画家・高浜寛さんのコンテンツ関連が広がることも期待しているところですが、天草の高校生の発言は、そういう魅力あるコンテンツが、地方創生とまで

は言いませんが、若者が楽しみを持って地方で暮らせる、または観光客が訪れてにぎわうまちづくりに資するという提案だと察したところです。

ある記事によると、若者が都会を目指すのは、大学への進学やその後の就職等生活資金を得ることが主でしょうが、イベントやコンサートなど楽しめる空間があることが大きな魅力の一つだそうです。

地元の親元就農や就労をして堅実に働いていても、楽しみの場が少ないことが、若者の地方から都会への流出の原因であるとされています。

石破総理が、地方創生の概念に「楽しい日本」を掲げましたが、一理はそういうところもあると考えます。

そこで、マンガ県くまもととして、これまでの取組を踏まえて、さらなる地方の活性化や地方の若者が楽しめるような取組がもっとできないのか、観光文化部長にお尋ねいたします。

〔観光文化部長脇俊也君登壇〕

○観光文化部長(脇俊也君) 本県ゆかりのマンガ・アニメ作品と連携した取組は、熊本でしかできない体験やイベントの開催、コラボ商品の販売などを実現し、本県観光の主要なコンテンツの一つに成長したと感じております。

中でも、『ONE PIECE』熊本復興プロジェクトで設置された10体の麦わらの一味の銅像は、国内外のファンを引きつけ、平日、休日を問わず、多くの観光客が訪れています。

令和2年7月豪雨災害以降、人吉・球磨地域で多くの観光客を集める夏目友人帳についても同様でございます。アニメのモデル地や人吉市内に点灯している影絵を楽しみに多くのファンが訪れ、中には、地域の人々の優しさや自然豊かな風景に癒やされ、繰り返し訪れる方もいらっしゃいます。

また、若者の漫画、アニメに対する関心度は非常に高く、議員御指摘のとおり、若者の流出という課題に対し、地域において、漫画・アニメ作品と連携した取組を行うことが、地域の方も気づかなかった新たな魅力の発見につながり、定住やUターンの動機づけの一つになると感じております。

特に、県内の高校や専門学校、地域企業が連携し、漫画、アニメをテーマとした創作活動やイベントを通じて、若者が地域に関わる機会を増やしていくことは、観光客の誘致だけでなく、地域に住む若者の満足度向上にも寄与するものと考えております。

このような漫画、アニメと連携した取組は、県内各地で徐々に広がっておりますが、さらに取組を広げていくためには、原作者や版權を管理している出版社はもとより、地元の市町村や事業者、教育機関の理解と協力が極めて重要でございます。

また、地域の方が主体的に関わり、作品の世界観と地域資源を融合させることで、より深みのある観光体験、地域の魅力発信につながるものと確信をしております。

県としましては、本県ゆかりの漫画、アニメの発掘、活用はもとより、出版社等との連携を深めながら、県内各地の特色を生かし、それらを舞台とした新たな作品の創出など地域の活性化につながる施策が展開できるよう、引き続き取り組んでまいります。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 先日、インターン学生とともにワンピース銅像10体を巡る活動を行いました。残念ながら、月曜日でしたので、ロビン像だけは、熊本地震震災ミュージアムの閉館日に当たり、見学ができませんでしたが、どこの銅像にも途切れのない観光客が訪れていました。最初に比べると、どこの銅像周辺も整備が進んでおり、特にフランキー像が設置されている高森駅は、すばらしい駅に改修され、ワンピース列車も停車しており、見どころのある観光施設になっていると感じたところです。

また、天草・御所浦の恐竜の島博物館では、本県が連携している「クレヨンしんちゃん」が応援隊長に就任している記事も目にしました。

地方に住む高校生や若者が、アニメコンテンツを活用した地域活性化を望むのは、自分たちの住んでいる地域が明るく楽しい地域になることを望んでいるからだと考えます。

政府も、漫画・アニメコンテンツに力を入れていく方針と伺っていますので、本県の施策にも追い風が吹いていると思います。大型箱物の施設にこだわるのではなく、地域に溶け込むような漫画・アニメコンテンツ活用により、マンガ県くまもとが広く県下に浸透し、全国の先進県として今後も取り組んでいただくことを期待して、この質問を終わります。

以上で本日の代表質問を終わらせていただきます。

昨日は、秋の例大祭が盛会に開催されました。随兵寒合という言葉がありますが、この祭りが終わると、朝夕が冷えて熊本の秋を迎えると言われておりますが、今朝は、まさにそれを体感するような朝だと思います。猛暑日が続いた異常気象の日本ですが、もう熱帯夜が終わり、台風の来ない秋の行楽シーズンを迎えたいものだと思います。

以上で、若干時間ありますけれども、本日、終わらせていただきます。

最後まで御清聴いただきました皆様に心から感謝を申し上げまして、登壇を終わります。

本日は、誠にありがとうございました。(拍手)